

令和4年度
参画と協働のまちづくりの
推進に関する意見書

令和5年3月

鳥取市市民自治推進委員会

私たち鳥取市市民自治推進委員会（以下、「委員会」といいます。）は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本条例に基づき設置されている市長の附属機関です。

この意見書は、同条例第 29 条第 2 項に基づき、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議した結果を下記のとおり意見書として、提出するものです。

私たちの委員任期（令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月）においては、主に「協働のまちづくりガイドライン策定」と「地区公民館の多機能化に向けた検討」について議論を深めました。また並行して、NPO・市民活動団体（テーマコミュニティ）の活動促進について検討する小委員会を設置し、市民まちづくり提案事業の制度改善を行いました。

この間、一括交付金制度を活用する地区の増加や、地域による拠点施設の運営開始など、一定の成果もありましたが、社会情勢が変化し続ける中、積み残しあるいは新たな課題が山積しています。

市におかれては、意見書の内容を確認の上、引き続き、市民と市との協働のまちづくりの推進に努めていただくよう求めます。

記

- 1 協働のまちづくりガイドラインに掲載している取組施策を着実に推進し、協働のまちづくりを次のステップ（成長期・発展期）へと押し上げること。
- 2 地区公民館が幅広く活用され、より一層、協働のまちづくりを推進する地域拠点として機能し、地域課題の解決や市民の満足度向上につながるよう見直しを進めること。
- 3 その他、別紙「鳥取市市民自治推進委員会（第 7 期）における課題等」をふまえ、参画と協働のまちづくりが推進されるよう必要な施策を検討すること。

鳥取市市民自治推進委員会（第7期）における課題等

これは、2年間にわたる委員会での議論をふまえ、協働のまちづくりガイドラインの項目に沿って、今後、鳥取市が取り組むべき課題等についてまとめたものです。

1 地域コミュニティ活動の支援について

【まちづくり協議会】

（1）地域の実情に合った支援策について

一括交付金制度を活用している地区が増えており、一定の成果が確認できますが、一括交付金制度は支援策の一つです。地域によって人口や構成等が多様であるため、それぞれの地域に合った支援を適切に行うことが課題となります。

地域コミュニティが、各地域の実情に即して自主的に活動が継続できるよう、引き続き、地域の声を聞き、地域の実情に合わせた市の支援策や支援体制、柔軟な対応を検討してください。

また、地域コミュニティ活動の維持においては、地域活動における担い手の育成や発掘が重要な課題です。地域住民だけでなく、地域内の事業者や団体等との連携も視野に入れて、地域活動における人材確保につながる取組を推進するよう引き続き検討をお願いします。

（2）地域拠点施設の地域管理について

令和3年度から佐治地区において、まちづくり協議会の事務局を担う地元NPO法人が、地域拠点施設（佐治町コミュニティセンター）の指定管理者となっています。

現時点で、順調に管理運営が行われ、地域主導のまちづくりが推進され、生涯学習とまちづくりの融合が図られるなど、指定管理者制度の導入効果が見えていますが、引き続き課題や効果を注視し、必要に応じた支援や見直し等を検討するようお願いします。

また、別の地区から、地域拠点施設の地域管理を希望する声が出た際に備えて、佐治地区における取組の評価に加えて、他自治体の事例の分析などを行っておくべきと考えます。

【自治会】

（３）自治会加入率の向上策について

市は、鳥取市自治連合会等と連携して自治会加入促進に取り組んでいますが、自治会加入率は減少傾向にあります。自治会加入促進の取組においては、自治会未加入者の加入しない原因を突き止め、一つずつ解消していくことや、自治会の役割の重要性を分かりやすく広報していくことが肝要と考えます。

自治会が行政サービスの一端を担っている事実がある中、自治会加入率が著しく低下することで、行政サービスの低下につながるものが懸念されます。原則として自治会への加入は任意となりますが、引き続き、各方面と連携して自治会加入率の向上に努めるようお願いします。

また、令和２年度に鳥取市自治連合会から市へ「自治基本条例に自治会加入の条文を追加すること」の要望書が提出され、当時の委員会で審議した結果は、任意団体である自治会への加入に関する条文を自治基本条例に追加することは慎重に判断する必要があるとし、市は条例改正を見送りました。

現時点においても、自治基本条例への条文追加は、慎重な検討が必要であることには変わりありませんが、自治会加入率の向上は大きな課題であることから、要望内容の取扱いについて引き続き検討をお願いします。

（４）地域と市との役割分担について

自治会役員の高齢化や、担い手不足によって、民生児童委員など、行政から依頼される法定業務などに携わる人材の不足が深刻化しています。地域からは「役員の負担が大きい」、「行政から地域に対する依頼が負担になっている」といった声が上がっていることから、他の自治体の動きも参考にしながら、見直しを進めていただきたいです。

一方、自治会側についても、従来から行っている事業や組織のあり方を整理するなど、自ら負担を軽減していくことが有効と考えられます。また、規約整備や活動のデジタル化など、幅広い層が参画しやすい組織づくりを検討することも重要な視点と考えられます。市には、自治会が自主的に組織体制等を見直す際には、必要な助言等を行うようお願いします。

２ テーマコミュニティ活動の支援について

（１）活動支援策の検討について

令和４年度から「市民まちづくり提案事業」の事業（募集）内容を見直しました。市においては、この見直しによる成果と課題を検証する必要があります。

また、委員会において、申請手続きや補助対象の緩和など、補助制度のあり方が議論されました。一方、補助金の原資は公金であることから公平性や透明性を担保することが必須となります。

市においては、利用しやすく、かつ説明責任を果たすことができる補助制度の構築について引き続き検討をお願いします。

(2) テーマコミュニティの自立支援について

委員会内に設置した小委員会においてテーマコミュニティについて議論しましたが、テーマコミュニティと市が関わる機会が少ないと考えられます。より実態に即した支援策や、テーマコミュニティが活動しやすい環境づくりに向けて検討するため、テーマコミュニティと市が意見交換する場を設けるよう努めてください。

また、活動の停滞や組織の維持に困っているテーマコミュニティが存在します。市は、テーマコミュニティの活動に対する直接的な支援だけでなく、テーマコミュニティ自身が自立して活動を継続できる環境づくりが必要です。そのため、地域とテーマコミュニティや、テーマコミュニティ同士がお互いを知る機会を創出し、新たな事業や連携を促進につながる取組について検討をお願いします。

3 ボランティア活動の推進

(1) 市民活動表彰について

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として行われています。

本表彰制度については、表彰の基準（めやす）が分かりにくく、応募に至らない場合もあるのではないかと考えています。まだまだ埋もれている団体や活動があるかもしれませんので、審査基準の見直しを検討するとともに、新たな周知方法を模索し、表彰すべき案件を発掘する方策の検討をお願いします。

4 市政運営の課題解決につながる活動への支援について

(1) 公民連携デスクの実効性の確保について

民間事業者等の提案を受け付けて事業化に向けて検討、審査する「公民連携デスク」が開設されました。本デスクの課題や成果はこれから検証されるものと思いますが、デスク開設の目的である市政運営の課題解決につなげることが重要です。事業の周知をはじめ、採択された民間提案事業については事業化に向けた伴走まで丁寧に対応するようお願いします。

また、これまで連携できなかった分野における、新たな連携事業が生まれることがデスク設置の狙いであることから、事例が無い提案や担当部署が決まらない提案などがあるかもしれません。その際は、部署や通常業務の枠を超えたチームでの対応などが必要となります。民間の思いを形にするため、市もチャレンジ精神で取り組むようお願いします。

(2) 市民との協働を推進するための意識改革について

公民連携デスクをはじめ、市民と市の協働を進める上で、市役所内部の横の連携強化や、市職員が前向きに地域活動等に取り組む姿勢が重要となります。

また、市職員が民間事業者等と協働して市政運営の課題解決に取り組むには、民間事業者等の目線で考え、取り組む必要があることから、市職員の意識改革やコーディネートする能力の向上に必要な取組をお願いします。

5 持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）について

(1) 地区公民館の幅広い活用について

現在、市では、地区公民館を幅広く活用し、これまで以上に地域課題の解決や地域の魅力向上などに寄与する施設へと進化させようと検討が進められています。大きな変革であることから、市民への適切な情報提供に努め、着実に取組みを進めてください。

一方、地区公民館を幅広く活用する主体は、市民であり、地区公民館職員ではないことを認識し、住民（地域）主体のまちづくりを促進するために、地区公民館（市）が事業を企画するのではなく、住民（地域）自らが事業主体になることが重要です。

住民（地域）が主体となって行う事業については、住民自治のさらなる促進のためにも、地区公民館職員はそれらの事業を補完・支援するコーディネーター役を担うべきです。このことによって、地区公民館職員に対する過度な負担増加は避けることができると考えられます。

また、地区公民館が、その役割を十分に果たすためには、公民館職員の待遇改善や、優秀な人材の安定的な確保に努め、社会教育主事講習などの研修への参加機会の充実を図ることが重要であり、引き続き検討をお願いします。

(2) 協働意識の啓発について

参画と協働のまちづくりフォーラムは、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を目指すため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ることを目的に、平成20年度から開催しています。

令和4年度は、「これからの公民館は？考えよう、暮らしを支える地域の拠点」と題して、地区公民館の幅広い活用や地域共生社会の実現にむけた取組などについて意見を交わしたパネルディスカッションを収録し、行政番組としていなびりよんぴよんネット及びインターネットで放送しました。

前回に引き続き、放送内容をDVDとして残すことで各地域の勉強会にも活用することができるようにしましたが、作成したDVDを有効に活用していただくための働きかけが必要と考えます。

《参考》鳥取市の自治推進について ～任期を振り返っての各委員の意見～

(地域コミュニティ関係)

- ・各まちづくり協議会は、コア（核）となる活動・場を設定し、コアに向けて人が集まる、コミュニケーションするなど、画期的な活動を期待します。現状で良いというまちづくり協議会でなく「動く」まちづくり協議会となるよう促していく方策について市民自治推進委員会内で検討すべきと考えます。(例：文化の香りの高い鳥取市をめざして、文化活動をコアとして、市民のコミュニケーションをはかることをめざすまちづくり協議会が出るなど)
- ・町内会は、役員の高齢化だけでなく、若年層の無関心も重なって苦勞しています。取りこぼしの無いよう、住民（弱者）、市民の隅々までいきわたる配慮が必要となります。
- ・子ども・高齢者・障がい者など全ての人が、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生のまちづくりの実現を目指す必要があります。支え・支えられる関係が循環し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ（まちづくり）の構築に向けた視点を持つべきと考えます。
- ・住民同士が助け合いながら暮らすことができるまちづくりに向けて、地域コミュニティ（地域組織）の強みを活かして機能面からネットワーク化し一元的に位置づけた上で、事業内容もこれまでの「イベント型」から「サービス型」へ軸足を移した地域コミュニティのあり方へ転換していく必要があります。
- ・町内会が、一部の人々の活動の場にならないよう、身体的に参加が難しい人、精神的に参加を見送る人たちを暖かい人の輪の中に迎えてあげて、みんなが住みやすい地域となるべく努力をお願いします。
- ・市担当課の職員は、言わば地域のマネージャーです。過去の傾向から地域の近い将来を予測し、現在の負の現象に「対処」する地域づくりから、将来の負の現象を予測し対策を図れる、「予防」できる地域づくりの実現に向けて、地域と丁寧なコミュニケーションを図り続けて欲しいと思います。
- ・子どもたちが高校を卒業するまでに、いかに自身の暮らす地域を体験させることができるかが課題であり、地域に関わる人材育成を戦略的に行うことが重要です。
- ・鳥取市に限らず、どの市町村も少子高齢・人口減少やあらゆる面での多様化がすすみ、「これから」は、益々「これまで」が通用しない状況や場面が増えてくると思います。地域が見舞われる変化に、いかにしなやかに対応していけるかが、地域の持続可能性を高めるポイントとなります。地域の資源を総動員し、各地域の特性や状況に合った地域づくりが実践されることを心より願います。
- ・町内会の在り方については、しっかりとモデルを作り、負担のない運営ができ、加入率促進に努めるべきと考えます。以前より申し上げているように、集合住宅の管理組合のような団体を目指すことが望ましい。
- ・この間、「地域組織のあり方検討」、「地区公民館の多機能化に向けた検討」を通して、「一括交付金制度」が導入され、柔軟に予算を配分することができるようになりました。また、公民館職員の事務が効率的に一括経理処理できるようになりました。「生涯学習活動」の拠点施設であると同時に、「コミュニティ活動」の重要な拠点施設として地域密着型運営（業務）が動きだしました。ガイドライン作成の目的は、市民と共に具体的な『協働のまちづくり』の動きを起こすためのものであり、その意味でも意義のある二年間だったと感じています。

(テーマコミュニティ関係)

- ・市民活動団体同士の交流など、今後の事業を期待します。また、アクティブとっとりで支援や相談会を開催されていますが、補助制度については、申請しやすい、使いやすい方向の見直しを希望します。
- ・テーマコミュニティについては、団体（NPO等）の実態を調査して、支援策等を検討すべきと考えます。市からの資金援助前提での活動は持続可能性が低いと思われることから、金銭的支援がなくても活動可能なことから始め、無理なくできる範囲でやるという意識が重要です。金銭的支援をすることだけが行政の役割ではないので、そうした認識の下で各種の検討を進めていただきたい。

(ボランティア関係)

- ・ボランティアは、地域共生社会の創造には欠かせない大切な活動です。公的な支援を活用しつつ、多くの人が地域の中で、社会の中で存分にボランティア活動に取り組めるよう気配りをお願いします。
- ・大規模災害に備えて災害ボランティアが円滑に活動できる支援体制づくりは重要です。

(協働のまちづくり促進の基盤整備関係)

- ・地区公民館のあり方は、今後変革が求められる大きな課題です。国の方針もそうであるように地域の実情に合わせた活用方法を考えていくべきで、一律な方針は無用です。地域の住民にとって身近なコミュニティであり、頼れる場所でもあり、住民の健康と生活を守っていく為に如何に活用していくべきか、住民の声を聞いて検討を進めてください。
- ・拠点施設としての公民館、公民館職員のコーディネーターとしての役割が重要になると考えます。

(全般)

- ・鳥取市が目標に掲げている「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまちづくり」に、よりいっそう注力すべきです。
- ・補助金については、適正かつ透明な手続きが重要です。市は、今後も公金を扱っているとの意識を強く持ち、透明性のある運営を心掛けていただき、一部の団体だけが利益を得ずに、金と労力のかからない、多くの市民の方が賛同し、誰でも気軽に参加できるような協働のあり方を考えてください。
- ・参画も協働もまちづくりもしたくない人の意見を聞き、その理由を一つずつ解消していくことで多くの人が、まちづくりに参画、協働していくと思います。また、多くの賛同者を得ながら取り組むことが重要です。何か新しい取り組みではなく、関心がない人の意見を聞くべきと考えます。